

湖北地域消防組合公告

湖北地域消防組合（仮称）東浅井消防署新築工事〔機械設備〕の工事契約について、次のとおり事後審査型一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和5年9月15日

湖北地域消防組合 管理者 浅見 宣義

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 令和5年度 湖北消組建第12号
- (2) 工事名称 湖北地域消防組合（仮称）東浅井消防署新築工事〔機械設備〕
- (3) 工事場所 長浜市湖北町小倉
- (4) 工事概要 下記消防署新築に伴う機械設備工事一式
消防署棟新築（鉄骨造2階建 1,928.68㎡）
訓練塔新築（鉄筋コンクリート造3階建 353.87㎡）
駐輪場新築（鉄骨造平屋造 12.36㎡）他
外溝工事一式
- (5) 工事期間 湖北地域消防組合議会の議決があった日の翌日から令和7年3月28日まで
- (6) 予定価格 落札者を決定した後に速やかに公表する。ただし、不調の場合は公表しない。
- (7) 最低制限価格 最低制限価格を設ける。

2 入札方式等

条件付事後審査型一般競争入札とする。

3 入札参加資格要件

令和5年度 湖北地域消防組合建設工事競争入札参加有資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる全ての要件を満たす者（単独企業）が、この入札に参加することができる。

登録業種	給排水冷暖房工事
対応許可業種	管工事業 ただし、4,500万円以上を下請契約して工事を施工する者は、特定建設業の許可を落札決定の日においても有していること。
(1) 参加する者に必要なその他の資格	ア 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が管工事において750点以上であること。 イ 長浜市内、米原市内に本店又は営業所を有すること。 ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者 エ 湖北地域消防組合指名停止基準要綱に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。 オ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(イ)から(オ)の要件に該当する者でないこと。 (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者 (オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがな

		<p>されている者</p> <p>(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者</p> <p>(エ) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者</p> <p>(オ) 銀行取引停止処分がなされている者</p> <p>カ 次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。</p> <p>(ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から組合との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者</p> <p>(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者</p> <p>(ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者</p> <p>(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者</p> <p>(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者</p>
(2)	配置予定技術者	<p>当該工事現場に次の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を専任で1人以上配置できること。</p> <p>ア 一級管工事施工管理技士若しくは同等の国家資格を有すること。</p> <p>イ 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。</p> <p>ウ 公告日の前日から起算して3か月以上の直接的な雇用関係にあること。</p>
(3)	設計業務受託者との関連に関すること	<p>下記に掲げる本工事に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連があるものでないこと。なお、当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</p> <p>イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p> <p><設計業務の受託者> 株式会社 丸山建築事務所</p>

4 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加希望者は、3に掲げる入札参加資格を有することを証するため、提出期間中に入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術者届、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを提出しなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、落札候補者についてのみ行う。開札後に落札決定を保留し、審査委員

会を開催し入札参加資格の確認を行う。確認の結果、入札参加資格がないと認められる場合は、その者を無効とし、令和5年10月23日（月）までにFAXにより通知する。

(3) 申請書の提出は、別に定める様式により行うものとし、正本一部を提出すること。

(4) 申請書等の配布方法

ア 配布場所 湖北地域消防本部のホームページ <http://www.shiga-kohokuarea119.jp/>

イ 配布方法 湖北地域消防本部のホームページからダウンロードにより取得すること。

(5) 申請書及び技術者届の受付

ア 提出期間 公告日から令和5年10月12日（木）

午前9時から午後5時まで（ただし土曜、日曜および祝日は除く。）

イ 受付場所 湖北地域消防組合 管理課

ウ 提出方法 持参又は郵送に限る。郵送する場合は、アの提出期間内に必着のものに限る。

なお不慮の事故による紛失や遅配については考慮しないので留意すること。また、提出期間中に申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

(6) 申請書の様式等

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 技術者届（様式2）

ウ 配置予定技術者の保有資格を証明する書類の写

エ 配置予定技術者の雇用関係を証明する書類の写（公告日の前日から起算して3か月以上の直接的な雇用関係を証明する書類）

オ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写

※ 申請書及び資料の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された資料は返却しない。

なお、提出された資料は、提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、管理者に対して入札参加資格がないと認められた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 書面の提出は次により行うこと。

ア 提出期限 落札決定の日から起算して3日以内（ただし土曜、日曜および祝日は除く。）午後5時まで

イ 提出場所 湖北地域消防組合 管理課

ウ 提出方法 郵送（提出期限必着）

(3) 説明を求めた者に対する回答は、令和5年11月1日（水）までに書面により本人あてに郵送する。

(4) (3)の回答を受けた者のうち、回答理由に不服がある者は、回答をした日から起算して7日以内（ただし土曜、日曜および祝日は除く。）に管理者に対して苦情申し立てを行うことができる。

6 設計図書等の閲覧及び配布方法等

(1) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧期間 公告日から令和5年10月12日（木）

イ 紙による閲覧 湖北地域消防組合 管理課

〒526-0033 長浜市平方町1135番地 電話：0749-62-2194（直通）

土曜、日曜および祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 設計図書等の配布

ア 配布期間 公告日から令和5年10月12日（木）

イ 配布方法 前記閲覧場所において、入札参加希望者に対し設計図書等（電子データ）を配布する。なお、配布時には本件工事入札の見積り以外で使用しないことを誓約し、受領書に記名を求めるものとする。

(3) 設計図書等に対する質問受付（次の手順により行うこと。）

ア 質問受付期限 令和5年9月29日（金） 正午

(ア) 設計図書等に関する質問書（様式）を、下記へFAX送信する。

湖北地域消防組合 管理課 FAX：0749-65-4450（直通）

(イ) FAXを送信した旨、下記へ連絡する。

湖北地域消防組合 管理課 電話：0749-62-2194（直通）

※ FAX以外の方法による質問は受け付けない。

(ウ) 質問に対する回答は、6(1)に記載した設計図書等の閲覧場所及び湖北地域消防本部ホームページに掲載する。<http://www.shiga-kohokuarea119.jp/>

イ 質問回答期限 令和5年10月4日（水）

7 現地説明

現地説明は行わない。

8 見積内訳書

入札の際に、入札金額の積算根拠が確認できる見積内訳書（応札額に合わせた金額で作成されたもの）を必ず提出すること。見積内訳書は、入札書にホッチキス止めすること。

なお、再度の入札の際には、後日、見積内訳書の提出を求めるものとする。

9 入札執行の場所並びに日時

(1) 開札（入札）場所 長浜市平方町1135番地 湖北地域消防本部5階会議室

(2) 開札（入札）日時 令和5年10月16日（月） 13時30分

10 入札方法等

(1) 入札については、設計図書等、湖北地域消防組合契約規則（平成18年湖北地域消防組合規則第27号）及び湖北地域消防組合入札執行要綱（平成23年湖北地域消防組合告示第10号）、湖北地域消防組合郵便入札実施要綱（令和4年湖北地域消防組合告示第5号）等を熟知のうえ、入札すること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札の執行前に委任状を契約担当者に提出しなければならない。

(3) 入札価格が予定価格に達しない場合、最大3回まで入札を執行することがある。

(4) 再度入札（再々度入札）の場合、最低入札額以上の価格で入札をした者は失格とし、再度の入札に参加することができない。

(5) 入札価格が予定価格に比し著しく差のあるときは、入札執行を一時中止することがある。この場合には、入札執行者の決定するところにより、入札執行の再開、打切り又は適当な指示を行うことがある。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の結果、同じ価格をもって入札した者がいるときは、くじにより落札者を決定する。

11 落札者の決定

(1) 入札書に記された入札金額により落札候補者を決定する。

(2) 開札後に審査委員会を開催し、落札者を決定する。なお、入札資格審査の結果において、落札候補者が資格を満たしていない場合は、当該落札候補者を不適格とし、以後、入札価格の低い

順に審査を行うものとする。

12 無効入札

- (1) 入札参加の資格のない者のした入札
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (3) 入札保証金を必要とする入札で、入札保証金を納めない者又は不足する者のした入札
- (4) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (5) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (6) 代理人がした入札で、代理人の氏名及び押印がない入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札
- (8) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

13 支払条件

- (1) 前金払：有（ただし、長浜市・米原市の両構成市の市議会において、補正予算の議決が必要のため、令和6年1月以降にしか請求できない。）
- (2) 中間前払金：有
- (3) 部分払：有

14 保証金及び違約金

- (1) 入札保証金 入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金 落札金額の10分の1以上を納付すること。
- (3) 違約金 落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

15 郵便入札

郵便による入札は取り扱わない。

16 その他必要事項

- (1) この入札に係る入札者は、本入札の入札参加資格を認められた者（本店から支店等に委任している場合は、当該支店等の受任者）とし、その入札使用印は、資格者名簿に登録されている者の入札参加資格審査申請書の使用印鑑押印欄の印とする。
- (2) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載をしたときは、湖北地域消防組合指名停止基準要綱に基づく入札参加停止措置をとる。
- (4) 公告日から契約の締結までの間に、3（入札参加資格要件）に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者とは契約を締結しない。
- (5) 提出資料等の提出期限の日から契約締結までの間に、湖北地域消防組合指名停止基準要綱の規定に基づく指名停止措置を受けた者とは契約を締結しない。
- (6) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、速やかに仮契約書を契約担当者に提出すること。
- (7) 本建設工事の請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び湖北地域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年湖北地域消防組合条例第29号）の規定により議会の議決を要するために、落札決定後は仮契約を締結し、議会の議決後に本契約を締結するものとする。

また、本工事に関連する工事（（仮称）東浅井消防署新築工事（建築））は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び湖北地域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年湖北地域消防組合条例第 29 号）の規定により議会の議決を要するため、本工事の請負契約は関連する工事の議会の議決を停止条件とする停止条件付仮契約とする。

なお、当組合は関連する工事の議案が湖北地域消防組合議会で可決されなかった場合でも、本工事の請負契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(8) 問い合わせ先

ア 入札に関すること

湖北地域消防組合 管理課

〒526-0033 長浜市平方町 1135 番地

電話：0749-62-2194（直通） FAX：0749-65-4450

イ 設計図書等に関すること

湖北地域消防組合 管理課 庁舎整備室

〒526-0033 長浜市平方町 1135 番地

電話：0749-62-2194（直通） FAX：0749-65-4450

e-mail：kanri@shiga-kohokuarea119.jp